

山形県 移住支援のご案内



主な支援策

1. 家賃補助
2. やまがた暮らし応援カード
3. 米・みそ・しょうゆ1年分提供
4. 奨学金返済支援事業
5. 山形県移住支援金
6. 移住者交流会の開催



家賃補助

県外から移住した方が賃貸住宅に入居した場合、家賃の一部を補助します！

支給額

月額1万円(上限)

補助期間

最大24か月



◆補助対象住宅◆

補助申請者本人が契約者であり、移住に際し、自己の居住の為に新たに賃貸する住宅。

NG

※補助対象外※

- ・ 県営、市町村営の賃貸住宅
- ・ 社宅、寮などの賃貸住宅
- ・ 親族が所有、または経営する賃貸住宅

◆補助対象者(補助の条件)◆

- ・ 令和5年3月1日から令和6年2月29日までの期間に県外から移住された方
- ・ **転入日の前日までに**山形県関係の公的相談窓口等を利用して、移住相談をされた方
- ・ 会社の転勤や進学による異動ではない事
- ・ 山形県に定住する意思のある方
- ・ **アンケートに回答いただいた方**



3

やまがた暮らし応援カード

移住希望者（移住者）に協賛店からの割引サービスや特典が
受けられる「やまがた暮らし応援カード」を発行します！



例



引っ越し費用割引



レンタカー
基本料金割引

協賛店：167事業所、491店舗（R5.8.15現在）

米、みそ、しょうゆ1年分のご提供

県外から県内に移住された方に「お米、みそ、しょうゆ」を1年分
ご提供します!



	お米	みそ	しょうゆ
二人以上	: 60kg	3kg	3ℓ
単身	: 40kg	2kg	2ℓ

補助の条件 ※一部実施していない市町もあります。

- ・移住時期が令和5年3月1日～令和6年2月29日までの世帯
- ・転勤・進学による移住でないこと
- ・移住前に山形県関係の公的移住相談窓口などを利用した世帯

奨学金返済支援事業

山形県の将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進するために、奨学金の貸与を受ける大学生等やUターンを希望する社会人の方が、県内に定住・就業した場合に奨学金の返還を支援

**最大
支援額**

学生の方
(4年制大学の場合)
124万8千円

社会人の方
60万円

支援事業に
応募・認定

山形県内に
居住・就業

3年経過後
奨学金の返還を支援

山形県 移住支援金

東京圏から山形県内の中小企業等に就職、テレワーク又は関係人口として移住した世帯に対して**最大100万円+ α (単身者は最大60万円)**を支給

※18歳未満の世帯員がいる場合、18歳未満一人当たり**100万円が加算**されます。

【移住元での要件】

- 移居前、東京23区内に在住、または東京23区内に通勤
通勤の場合は、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）のうち条件不利地域以外の地域に在住
- 上記期間が直近1年以上、かつ、過去10年のうち通算5年以上
※23区内の大学等へ通学し、23区内の企業へ就業した場合、通学期間も対象期間に加算可能

【移住先での要件】

山形県内に移住し、申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること。
以下の①～⑤のいずれかを満たすこと。

- ① マatchingサイトに掲載されている求人に応募して就業すること
- ② 起業支援金（地域課題解決型）の交付決定を受けること
- ③ プロフェッショナル人材事業等により専門人材として県内企業に就業すること
- ④ 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務をテレワークで引き続き行うこと
- ⑤ 市町村が個別に本事業における関係人口と認める場合

Jōō山形 移住支援金



移住者交流会の開催

移住者同士の交流会を開催しています。
(地元の方ももちろん大歓迎)。
日々思うことや疑問に感じていることなど
みんなで話しましょう!



BBQやアクティビティなど
楽しいイベントがもりだくさん♪

相談窓口 お問い合わせ、待ってます！

🍒 やまがたハッピーライフ情報センター

東京都・有楽町 交通会館8階

※事前に予約をお願いします。

🍒 くらすべ山形 (ふるさと山形移住・定住推進センター)

山形県山形市 村山総合支庁3階

土日もオープン！



山形をご案内！



もっと詳しく！

山形 移住



山形県移住交流ポータルサイト
やまがた暮らし情報館



SNSでも山形の魅力を発信中♪



FOLLOW ME!

Facebook

「やまがた暮らし情報館」



Instagram

「yamagatapeoples」

